

令和6年度松野町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、農林業を中心に発展し、全水田面積に占める主食用米面積の割合は約 55% となっており、転作作物としては野菜・果樹・飼料作物・地力増進作物・景観形成作物等が挙げられる。

近年では、高齢化や兼業化が進み、合わせて野生鳥獣による農作物被害等の影響により、農家の生産意欲の低下が著しい。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本町の農業支援制度として、(株)松野町農林公社でキュウリとブロッコリー栽培実習を中心とした農業研修制度を設け、町ではその研修を終えて独立する農業者の施設整備等を支援する事業を行っている。またこの2品目は管内の主力野菜、県の産地育成品目のひとつであり、農協も取組に力を入れている。このように関係機関と連携し、出口を見据えた新規就農者の育成を図りながら、水田の有効活用に向けた高収益作物の導入を推進していく。

また、当町ではもも・ゆず・くりを筆頭に果樹栽培が盛んであり、特にもも・ゆずについては県内有数の産地として認知されている。県外和菓子メーカーとの連携により加工用もも・加工用くりに取り組み、経営の安定化を図る。

これに加え、少ない労働力で高収益を見込めるキウイフルーツの花粉精製事業に取り組み、取組農家の育成を図るとともに、取組農家の拡大を推進し産地化を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

現在、当町では畑地化は行っていない。当町では果樹栽培が盛んであり、水田を転作して栽培する事例が増加していることから、転作された水田の活用状況や今後の見込みについて点検し、認定農業者等中心経営体への集積や果樹栽培を促進し、畑地化を図る。

当町は小規模面積の農地が多く、経営規模も小さい農家がほとんどのため、現在ブロックローテーションを実施している農家はいない。産地交付金の今後の方針も踏まえ、認定農業者を中心にブロックローテーション体系の構築を推奨し、町内先進事例として全町的な普及を図る。

4 作物ごとの取組方針等

町では町内各地域で、人・農地プランの策定や農地中間管理事業の活用により、担い手の育成、遊休農地の解消、農地の集約・集積による生産の効率化に取り組んでいる。

(1) 主食用米

コシヒカリの生産がほとんどであり、町内全域で栽培されている。町内の平均的な1経営体当たりの経営規模は30a～50aで、全体の70%を占めており、飯米農家が主体となっている。

近年の気候条件では、早期米のメリットは少なく、むしろ高温障害及びカメムシ被害による品質低下を招いている。

また、これまで高齢化、担い手不足により大規模農家への農地集積が図られていた

が、大規模農家にも限界がきており中規模農家への集積が進んでいる。

今後は中規模農家への集積も困難になると予想されるため、集落営農組織の育成を図るとともに、前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、バランスの取れた米の生産を推進する。加えて、町内道の駅を中心に、町内産米のブランド化及び販売体制の構築を進める。

令和3年度より県育成米「ひめの凜」の生産・販売が始まっており、普及・定着のための生産拡大を図る。

(2) 非主食用米

飼料用米

本町では平成24年度から取り組まれており、キジ生産農家へ供給されているが、受入量が少なく、輸送コストや受入れ先の確保等の課題により、大規模な拡大は困難であることから、畜産農家等とのマッチングを進め、需要拡大を図る。

また、全農を通じての取組も推進していく。

(3) 飼料作物

飼料作物については、飼料価格高騰により町内の肉牛生産農家への供給が進められており、特に荒廃農地又は遊休農地を所有する農業者において飼料作物栽培を優先的に進めることで、更に安定した飼料の供給及び農地保全を図る。

(4) 高収益作物（園芸作物等）

ア 果菜類

キュウリ・かぼちゃ・すいか・メロン・ナス・トマト・ピーマン・ししとう・いちご等が栽培されている。キュウリ・トマトについては施設栽培がほとんどで、その他の果菜類は露地栽培となっている。

出荷はＪＡがほとんどではあるが、スーパーや直売所等への直接販売も増加している。

キュウリ・ナス・トマト・ピーマンは管内の主力野菜として栽培されていた経緯があり、振興作物として位置づけるとともに、今後も積極的に推進する。

また、振興作物を作付けした担い手へ助成を行うことで、生産規模の維持・拡大及び認定農業者の育成を図る。

イ 葉茎菜類

キャベツ・はくさい・ほうれん草・青ねぎ・たまねぎ・菜花等が栽培されている。そのほとんどは自家消費で、一部ＪＡや直売所で販売されているが、最近では加工用キャベツの取組も進められている。また、菜花は水田の裏作として栽培されており、水田の有効活用に繋がっている。

ほうれん草は軽量野菜ということと、出荷形態が帯留めから袋詰めに変更されたことから負担軽減に繋がっており、特に高齢農業者への栽培を推進する。

ブロッコリーは平成28年度より県の産地育成品目として位置づけられていることもあり、積極的な栽培が期待されることから振興作物として推奨していく。

また、キャベツ、ほうれん草、ブロッコリーを作付けした担い手へ助成を行うことで生産規模の維持・拡大及び認定農業者の育成を図る。

ウ その他野菜

その他野菜として根菜類・いも類・豆類が栽培されており、ＪＡや直売所へのお荷や自家消費用となっている。いも類の内、さといもは県の産地育成品目に位置づけられたこともあり、積極的な栽培が期待されることから振興作物として推奨をしていく。

エ 果樹

もも・ゆず・くり・うめ・かきの栽培がされており、特にもも・ゆずについては県内有数の産地として認知されている。

そのほとんどは農地開発団地（畑）での栽培ではあるが、水田での栽培も徐々に増加している。

県外和菓子メーカーとの連携により加工用もも・加工用くりに取り組み、経営の安定化を図る。

オ 花き・花木

町内に花木生産農家があり、ツツジ等の鉢物類を中心として栽培されている。しかしながら生産者団体は存在せず、全て個人で県内外へ出荷している。

特にニホンジカによる被害を受けやすいことから、面積の拡大は見込めないが、現状の面積を維持するものとする。

カ 雑穀

生産者及び作付面積が少なく、直売所にて販売しているが、現状の面積を維持し、引き続き直売所での販売を継続することで農地保全を図る。

キ その他

その他として新たな高収益作物として、根域制限栽培によるキウイフルーツの花粉精製事業を進めており、更なる普及に向けて推進していく。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	214.0	0.0	215.0	0.0	215.0	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
加工用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	0.3	0.0	0.3	0.0	0.5	0.0
飼料作物	1.9	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高収益作物	73.9	0.0	75.1	0.0	78.0	0.0
・野菜	37.3	0.0	38.0	0.0	40.0	0.0
・花き・花木	2.2	0.0	2.2	0.0	2.2	0.0
・果樹	34.1	0.0	34.5	0.0	35.0	0.0
・その他の高収益作物	0.3	0.0	0.4	0.0	0.8	0.0
その他	1.1	0.0	1.1	0.0	1.1	0.0
・雑穀	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
・その他	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
				（令和5年度）	（令和8年度）
1, 2	トマト・キュウリ・ピーマン・ナス・ほうれん草・ブロッコリー・さといも・キャベツ・かき・くり・もも・うめ・ゆず、キウイフルーツ（花粉精製用）（基幹作物）	振興作物加算助成	作付面積	7.8ha	8.4ha
3	野菜・花き・花木・果樹・工芸作物（基幹作物）	転作物栽培への助成	作付面積	10.7ha	11.8ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:愛媛県

協議会名:松野町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	振興作物加算助成 (担い手以外)	1	10,000	トマト・キュウリ・ピーマン・ナス・ほうれん草・ブロッコリー・キャベツ・さといも・かき・くり・もも・うめ・ゆず、キウイフルーツ(花粉精製用)(基幹作物)	対象作物を作付けする。「担い手」は認定農業者、認定新規就農者及び人・農地プランに参加する者。果樹の新植は、令和6年1月1日から令和6年12月31日に植栽したものを対象とし、植栽後3年間までを交付対象期間とする。
2	振興作物加算助成 (担い手)	1	19,000		
3-1	転作物栽培への助成	1	5,000	野菜・花き・花木・果樹・工芸作物(薬草類除く)	対象作物を作付けする。果樹の新植は、令和6年1月1日から令和6年12月31日に植栽したものを対象とし、植栽後3年間までを交付対象期間とする。
3-2	転作物栽培への助成 工芸作物(薬草類)	1	5,000	工芸作物(薬草類)	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。